福岡県管理ダム周辺での無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の飛行について

福岡県ホームページ

◆以下の区域では飛行をご遠慮ください

□ダム本体及び関連施設並びに人及び車両等との距離が３０ｍ以内の飛行
□ダム管理庁舎及びその用地の上空
□各ダム管理出張所が定める飛行禁止区域内の飛行（**各ダム飛行禁止区域図参照**）
※公的機関等が飛行禁止区域内の飛行を行いたい場合は、関係ダム管理出張所にお問い合わせください。

◆飛行時の注意事項

□航空法及び関係法令を遵守してください。
□ダム見学者等の安全に配慮し、他の方への迷惑とならないようご注意ください。
□ダム管理用の通信設備から発せられる電波が、無人航空機の操作に影響する場合があります。
□ダムによっては、近くに発電所や高圧線等がある場合やＧＰＳ衛星の電波を十分に受信できない場合があります。
□「空港等の周辺の空域」で飛行させる場合は、空港等設置管理者及び空域を管轄する管制機関と事前の調整が必要です。

◆その他

□ダム及び関連施設等に損害を与えた場合や水質を汚染させ利水者に損害を与えた場合は、その損害を賠償（補償・原形復旧費）していただく場合があります。
□ダム見学者等に損害を与えた場合は、当事者間で解決をお願いします。ダム管理出張所は一切の責任を負いません。
□貯水池等に機体が落下した場合、ダム管理出張所は回収を行いませんが、速やかにダム管理出張所にご連絡ください。
□ダム及び関連施設等の安全管理上、移動または飛行の中止等をお願いする場合があります。

福岡県河川管理課・ダム管理出張所

福岡県
Fukuoka Prefecture